

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	新宿区夏目漱石コンクールの運営に係る業務の委託について
----	-----------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：文化観光産業部文化観光課）

事業の概要

事業名	新宿区夏目漱石コンクールの運営に係る業務の委託について
担当課	文化観光課
目的	夏目漱石を知り、その作品に触れる機会を創出するとともに、漱石山房記念館について情報発信し、今後の事業展開につなげるため。
対象者	1 応募者（全国の小学生・中学生・高校生） 2 区関係者以外の審査員
事業内容	<p>1 事業概要</p> <p>平成 26 年度から若年層（小学生・中学生・高校生）を対象にした夏目漱石コンクールを実施している。</p> <p>本コンクールは読書感想文部門と絵画部門に分け、全国規模で募集しており、それぞれの部門で審査会を開き、最優秀作品から佳作までの入賞者を決定する。</p> <p>これまでは、審査委員への通知、応募作品の受付・管理、審査結果の連絡など、個人情報が含まれる業務は区が行い、チラシ・ポスター制作や審査会の運営補助（会場設営、作品運搬など）の個人情報が含まれない部分を業者へ委託し実施してきた。</p> <p>しかし、2,000 通を超える応募作品は、すべて紙でのみ受け付けており、応募作品の適切な管理や審査準備が膨大かつ専門性を有し、本コンクールの円滑な運営及び業務の効率化のため、本コンクール運営全般のノウハウを備えた事業者に以下の業務を委託する。</p> <p>2 委託の内容</p> <p>(1) 告知印刷物の作成・発送</p> <p>(2) コンクール実施期間中の東京新聞への広告掲載</p> <p>(3) 審査会の運営補助（会場設営、審査委員への通知、等）【個人情報あり】</p> <p>(4) 作品管理（応募受付、応募者情報一覧の作成）【個人情報あり】</p> <p>(5) 審査結果の連絡、参加賞送付及び作品の返却【個人情報あり】</p> <p>3 推定応募数</p> <p>例年 2, 0 0 0 ～ 3, 0 0 0 作品</p> <p>※個人情報の流れは、資料 7 - 1 及び 7 - 2 のとおり</p>

◇電子計算機による個人情報の処理委託、個人情報の収集を伴う委託、
重要な個人情報の提供を伴う委託(第14条第1項)…報告事項

件名 新宿区夏目漱石コンクールの運営に係る業務の委託について

保有課(担当課)	文化観光課
登録業務の名称	新宿区夏目漱石コンクール運営委託
委託先	株式会社中日新聞東京本社
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	<p>【応募者(全国の小学生・中学生・高校生)】 氏名、所属学校・学年、住所、電話番号、作品</p> <p>【区関係者以外の審査員】 氏名、勤務先、住所、電話番号</p>
処理させる情報項目の記録媒体	紙及び電磁的媒体(委託先のパソコン及びサーバ)
委託理由	2,000通を超える応募作品の適切な管理や審査準備が膨大かつ専門性を有し、本コンクールの円滑な運営及び業務の効率化のため、本コンクール運営全般のノウハウを備えた事業者へ委託する。
委託の内容	<ol style="list-style-type: none"> 告知印刷物の作成・発送 コンクール実施期間中の東京新聞への広告掲載 審査会の運営補助(会場設営、審査委員への通知、等)【個人情報あり】 作品管理(応募受付、応募者情報一覧の作成)【個人情報あり】 審査結果の連絡、参加賞送付及び作品の返却【個人情報あり】
委託の開始時期及び期限	審議会承認日から令和3年12月28日まで(次年度以降も、同様の業務委託を行う。)
委託にあたり区が行う情報保護対策	<p>【運用上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 契約にあたり、別紙「特記事項」を付すとともに、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務について明記する。 「業務委託における個人情報保護の取扱いに係る留意事項の確認等(確認記録票)」に基づき、委託事業者の個人情報保護対策について確認する。 委託先に、業務従事者への個人情報の取扱いに係る教育状況を確認する。 委託に当たり、提供した情報の返却のタイミングを確認する。 必要に応じて、委託先の個人情報の管理・保管状況を立入り検査し、確認する。 個人情報は、鍵付きキャビネットで保管する。 <p>【システム上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 許可された職員以外は操作ができないよう、システム管理者よりパスワードを付与する等の処理を行う。

<p>受託事業者に行わせる情報保護対策</p>	<p>【運用上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告させる。 2 事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整備するとともに、緊急時の連絡体制や対応手順を区に報告させる。 3 委託先の従事者に対して、従事前に関係するセキュリティ研修を行わせ、個人情報保護の取扱いを適正に行わせる。 4 事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに区の責任者に報告させ、今後の対応を協議する。 5 個人情報は、鍵付きキャビネットにて保管させる。 <p>【システム上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトを導入し、最新のセキュリティ更新プログラムやパターンファイルを適用させる。 2 OSのセキュリティパッチ等を定期的に適用させ、脆弱性を突いたサイバー攻撃からの情報漏洩を防止させる。 3 業務を行う者を特定し、ID、パスワード等により利用認証を行わせる。 4 ログ監視ソフト等により、本業務の各対象パソコンのログを収集させ、管理させることにより、情報漏洩等の事故防止対策を徹底させる。 5 ファイアウォール、WEBフィルタリングの実施を徹底させる。 6 区へのメール送信時は、ファイルを暗号化させるとともに、複数名でチェックさせる。
-------------------------	---

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製しては

ならない。

(再委託の禁止)

10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

11 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等が不要になったとき及び業務終了後は、当該資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

12 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

13 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

(業務に関する報告)

14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査等)

15 甲は、乙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、乙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。

16 前項による確認は、年度当たり1回以上行うものとする。

17 乙は、第15項による甲の確認の際には業務の実施状況を明らかにするほか、業務に関する個人情報の管理状況について甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

18 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

19 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表等)

20 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、乙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

21 乙は、第1項から第19項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

